

～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため国税庁では、税理士や関係民間団体などとの協力・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) (平成26年度アクセス件数1億8,631万件) を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に用意したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています。

また、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

(1) ホームページによる情報提供

～ 国税庁ホームページは利便性に配慮 ～

国税庁ホームページでは、誰もが容易に利用できるよう、利用者の目的に沿った案内機能の向上を図るとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、障害のある方や高齢者の方の利便性にも配慮しています。

また、国税庁ホームページ携帯等版 (<http://www.nta.go.jp/m>) も開設しており、携帯電話やスマートフォン等からもご覧になれます。

国税庁ホームページ(トップページ)

※掲載画像は平成27年4月現在のものです。

1 タックスアンサー(よくある税の質問)

- お問合せの多いご質問とそれについての一般的な回答を掲載した「よくある税の質問」への入口

2 国税局・税務署を調べる

- 各国税局コーナーへの入口

3 確定申告書等作成コーナー

- 画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書などが作成できるシステム
- 作成した申告書はe-Taxで提出可能印刷して郵送等でも提出可能

4 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

- e-Taxをご利用いただく際の「事前準備」、「初回登録」、「手続の流れ」など、e-Taxを利用した申告・納税などをサポートするための情報を提供

5 路線価図

- 全国7年分の路線価情報を提供

6 公売情報

- 全国の国税局や税務署で実施している公売(差し押さえた財産を入札などにより売却すること)物件の情報や公売手続などの情報を提供

7 動画で見る 税の情報・税の仕事

- 税の仕組みや申告書の作成方法、e-Taxの利用などについて具体的に説明
- 調査・徴収をはじめとした国税庁の取組をドラマ仕立てで分かりやすく紹介

8 税の学習コーナー

- ゲームやクイズなどで子供から大人まで楽しく税を学べるコーナー
- 学校教師向けの租税教育用教材を提供

9 文字拡大・読み上げ

- 高齢者や視覚に障害がある方のためのサポート機能

10 ご紹介します 税の役割と税務署の仕事

- 「税の役割と税務署の仕事」を動画やイラストで分かりやすく解説

11 メールマガジン

- 「新着情報・メールマガジン配信サービス」の登録

※1 社会保障・税番号制度に関連する情報を掲載しています。

※2 国税庁ホームページのほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含む。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、租税教育推進関係省庁等協議会（総務省、文部科学省、国税庁などで構成）において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会（国、地方公共団体、教育関係者などで構成）を中心に、広く関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。

また、国税庁ホームページに「税の学習コーナー」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/gakushu>)を設け、租税の意義や役割を学習するページなどを提供しています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/gakushu/taiken/01.htm>)をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景



「税の学習コーナー」トップページ

■ 租税教室等への講師派遣状況

	平成24年度	平成25年度
職員	8,551 人	8,159 人
職員以外	17,542 人	21,207 人
合計	26,093 人	29,366 人

※大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	平成25年度	平成26年度
高校生の応募編数	181,500 編	193,393 編
中学生の応募編数	583,142 編	615,230 編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、一年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校コーナー(<http://www.nta.go.jp/ntc>)をご覧ください。



租税史料室

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

適正な運営の確保

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

(3) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成24事務年度	平成25事務年度
開催回数	23,918 回	25,515 回
参加人員	1,155 千人	1,166 千人

(4) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項については、税務署などで事前の照会に応じ回答するとともに、参考となるものについては、質疑応答事例として国税庁ホームページに掲載しています。

また、事前照会のうち、文書回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすときには、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページに掲載しています。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成25年度	平成26年度
受付件数	160 件	131 件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成25年度末	平成26年度末
掲載件数	1,784 件	1,785 件

◎ 文書回答事例の例

- 特定調停スキームに基づき策定された再建計画により債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて
- 民活空港運営法に基づく公共施設等運営権実施契約により実施される更新投資の法人税法上の取扱いについて

(5) 税務相談

～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

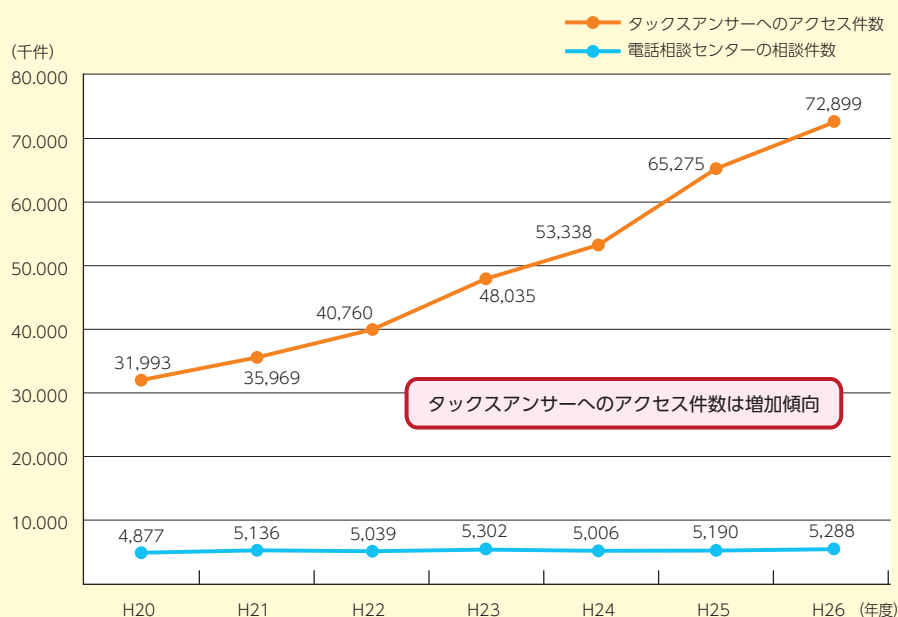
納税者の税に関する一般的な質問・相談は、国税局ごとに電話相談センターで集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も対応可能です。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(<http://www.nta.go.jp/taxanswer>)にて情報提供を行っています（携帯等版でも提供しています）。



電話相談センター

■ 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数



～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において予約制で受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。

2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの普及・定着に向け、各種施策を強力に推進 ～

e-Taxは、所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を、書面の提出に代えてインターネットを通じて行うものです。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）¹対応のATMを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトウェアを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、事務の省力化やペーパーレス化につながります。

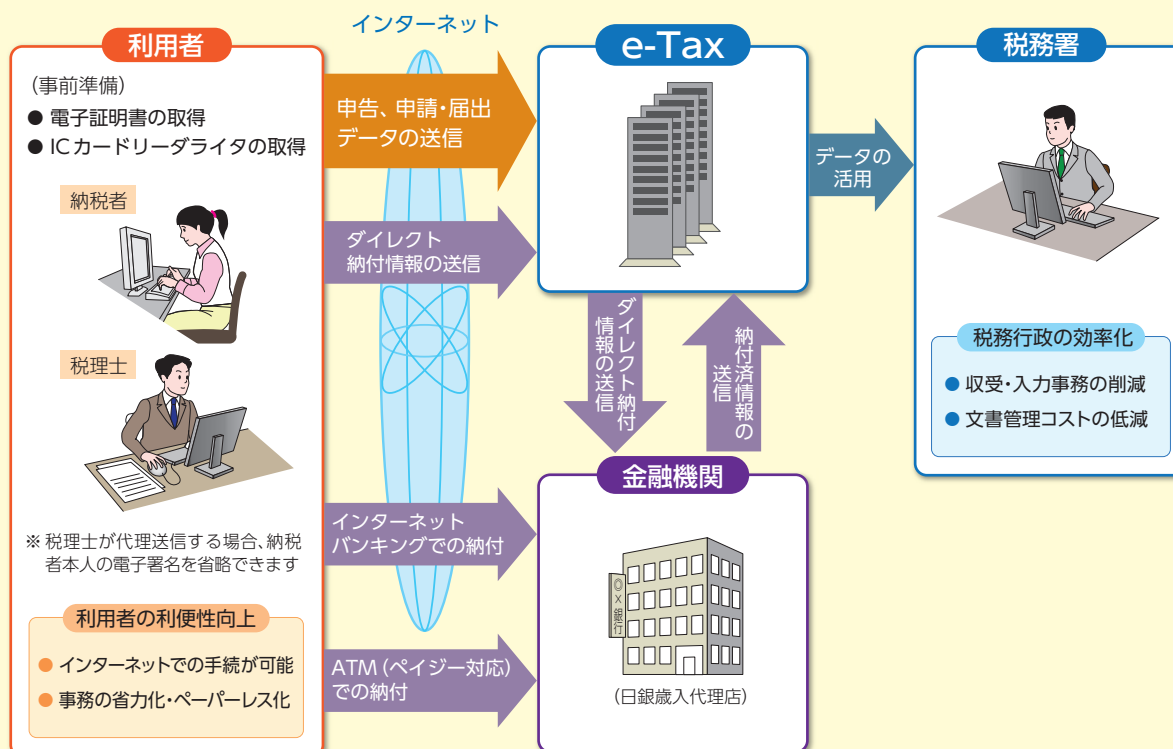
国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られることとなります。

e-Taxの普及・定着に向けて、国税庁では、これまでに、個人の所得税申告における医療費の領収書など添付書類の提出省略²などの措置を講じてきたほか、近年のスマートフォンやタブレットの急速な普及に対応するため、納付手続など一部の手続について、スマートフォン等向けサービスを開始するなど、利便性の向上に取り組んでいます。



e-Taxキャラクター
イータ君

■ e-Taxの概要



1 「ペイジー（Pay-easy）」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。
2 添付書類の提出を省略する場合、その添付書類の記載事項を入力して確定申告書と併せて送信する必要があります。また、記載事項の入力内容を確認するため、必要があるときは、法定申告期限から5年間、税務署からこれらの書類の原本の提出又は提示を求められることがあります。

～ オンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」について ～

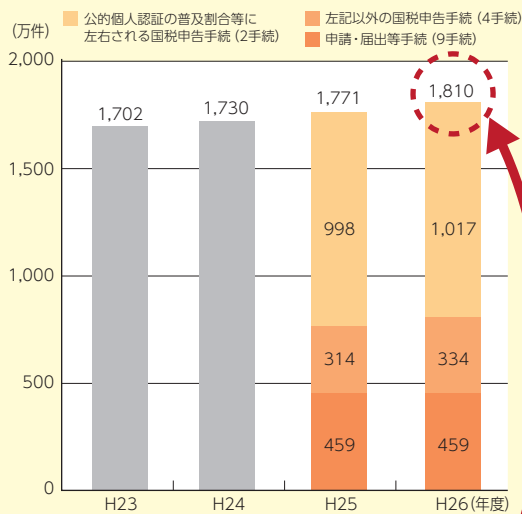
国税庁では、平成26年度以降のオンライン利用に関する政府全体の取組方針として、平成26年4月に決定された「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」を踏まえて、平成26年9月に「財務省改善取組計画」（以下「改善取組計画」といいます。）を決定しました。

改善取組計画では、e-Tax利用者の満足度や利用率の目標などを掲げるとともに、今後、国税庁が取り組むこととしているe-Taxの利便性向上施策を明記しています。

国税庁では、改善取組計画に基づき、e-Taxの一層の普及・定着に努めることとしています。

e-Taxの普及・定着に向けた利便性向上施策については、50ページをご覧ください。

■ e-Taxの利用件数



e-Taxの利用件数は着実に増加

■ 財務省改善取組計画の概要

対象期間

平成26年度から平成28年度までの3年間

改善促進手続

- 公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続 (2手続)
 - 所得税申告 ● 消費税申告 (個人)
- 上記以外の国税申告手続 (4手続)
 - 法人税申告 ● 消費税申告 (法人)
 - 酒税申告 ● 印紙税申告
- 申請・届出等手続 (9手続)
 - 給与所得の源泉徴収票等 (及び同合計表) (6手続)
 - 利子等の支払調書 (及び同合計表)
 - 納税証明書の交付請求
 - 電子申告・納税等開始 (変更等) 届出

評価指標

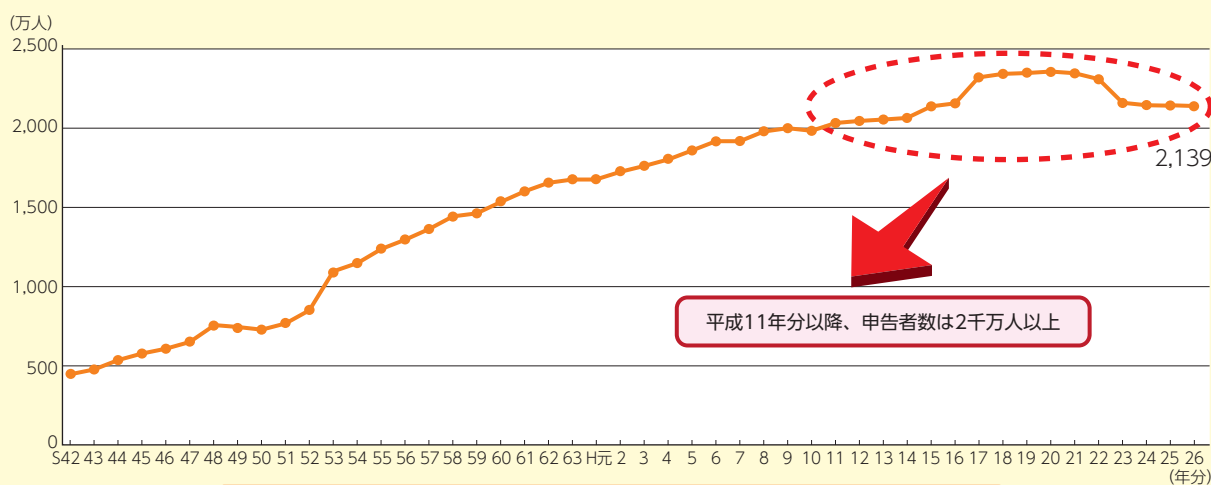
- e-Taxの利用満足度
 - アンケート調査を実施し、満足度を測定。【基準値：73.3% 目標：75%】
 - 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度
 - アンケート調査を実施し、満足度を測定。【基準値：83.1% 目標：85%】
 - オンライン利用率
 - 公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続 (2手続) 【基準値：51.9% 目標：58%】
 - 上記以外の国税申告手続 (4手続) 【基準値：66.9% 目標：72%】
 - 申請・届出等手続 (9手続) 【基準値：57.7% 目標：62%】
 - ICT活用率
 - 所得税申告及び消費税申告 (個人) について、ICT活用率の目標を設定。【基準値：68.8% 目標：72%】
 - オンライン申請の受付1件当たりの費用
 - オンライン申請1件当たりの整備費用と運用経費等を算出。【基準値：433円 目標：対前年度比減少】
 - 事務処理 (削減) 時間
 - 書面と比較してe-Tax利用により削減される事務処理時間を算出。【基準値：106,456時間 目標：対前年度比増加】
- (注1) 基準値は、平成25年度の実績値によります。また、目標は、平成28年度の達成に向けて設定しています。
- (注2) ICT活用率は、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成し、申告された件数 (書面提出分を含みます。) が、総申告件数に占める割合を示します。

3 確定申告

～ 所得税の申告者数は2,139万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が一年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、高額な医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告を行った申告者は2,139万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,249万人を超え、半数以上を占めています。

■ 個人申告者数の推移



平成11年分以降、申告者数は2千万人以上

納税者の多様なニーズに対応するために様々なサービスを提供
→簡単・便利な申告手続の実現に向けた取組を実践

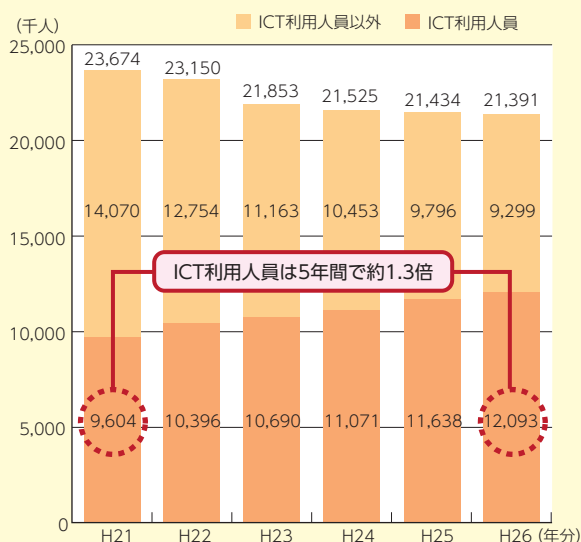
(1) ICTを利用した申告の推進

～ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ～

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用した申告を推進しています。これらを利用することにより、税務署に出向くことなく、いつでも計算誤りのない申告を便利に行うことができます。

税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。

■ ICTを利用した所得税申告書の提出人員



ICT利用人員は5年間で約1.3倍

～「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加～

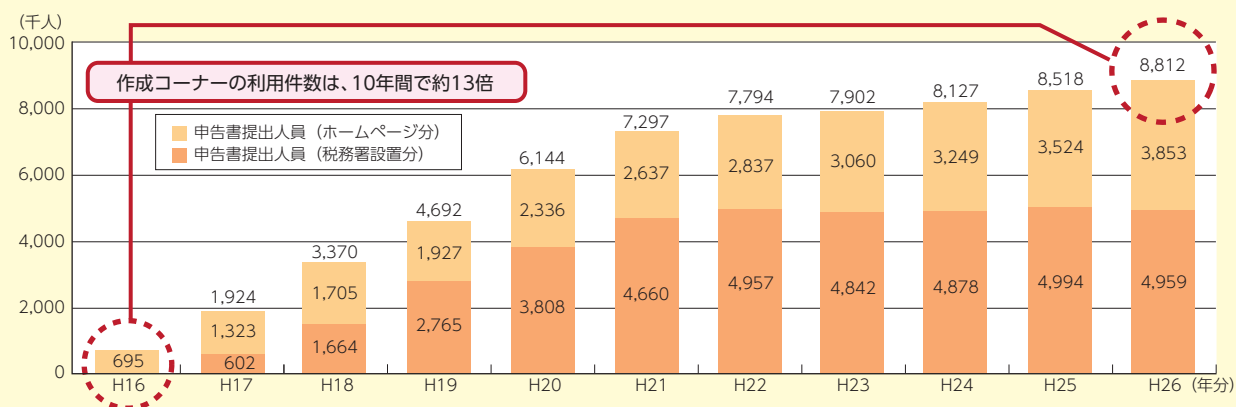
「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

また、作成したデータはそのままe-Taxを利用して送信することができるほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成26年分の確定申告期においては、当コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて881万件と、全提出人員の約41%を占めています。このうちの約58%程度がe-Taxにより提出されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

■ 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※翌年3月末日までに提出された計数です。

税務署設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。

平成15年分以前の申告書提出人員は未把握です。

平成19年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成26年分の確定申告期においては、平成27年2月22日と3月1日に実施し、28万1,000件の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出がありました。

地方税当局との協力

納税者の申告手続の簡略化を図るため、制度面や執行面において、国税(当局)と地方税(当局)との間で緊密な連携を図っています。例えば、所得税の申告をした場合、税務署から地方税当局にその情報を提供しているため、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

また、所得税申告書等の相互データ提供を行うなど、ICT化を推進することにより、国及び地方団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。



4 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

5 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体が開催する各種説明会などを通じて、税に関する情報が納税者に伝わるようにしています。これらの関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしています。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約3,100の会があり、会員数は約82万人です（平成27年4月）。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、最寄りの各地区青色申告会までお問合せください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与」することを目的として結成された団体です。社団法人としての法人会が482会あり、会員数は約82万社です（平成26年12月）。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ（<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>）をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力」することを目的として結成された団体です。全国に518団体があり、会員数は約9万名です（平成26年3月）。間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や滞納防止のための活動を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ（<http://www.kanzeikai.jp>）をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約3万4,500組合があります(平成25年3月)。納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ(<http://www.zennoren.jp>)をご覧ください。

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約16万人社です(平成27年3月)。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ(<http://www.nouzeikyokai.or.jp>)をご覧ください。

コラム① 東日本大震災への対応(平成27年3月末現在)

1 国税の申告・納付等の期限延長の終了に伴う対応

東日本大震災の発生を受け、平成23年3月15日付国税庁告示により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県について同月11日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

その後、各地域の状況を踏まえ、順次、期限延長措置を終了し、残る福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村についても、自主的な申告・納付の状況等を踏まえ、平成26年1月31日付国税庁告示により期限延長措置を同年3月31日をもって終了しました。

ただし、この期限延長措置の終了により、福島県下12市町村の納税者が、複数年分の申告・納付等をしなければなくなること等を考慮して、1年間の手続期間を設け、平成27年3月31日までに申告・納付等の手続をしていただくこととしました。また、同日までに申告・納付等をすることが引き続き困難な納税者については、申請により、更なる期限延長を行うこととし、納税者の個々の実情を踏まえながら、丁寧な対応に努めているところです。

全国各地に避難されている納税者が、全国の最寄りの税務署で適切に相談できる体制を整備しています。

2 確定申告期における相談

仙台国税局においては、東日本大震災により被災された方が、引き続き、多数来署することが見込まれたことから、確定申告期の納税者対応に万全を期すため、福島県下12市町村をはじめとした、被災地域を管轄する税務署に仙台国税局及び同局管内の税務署の職員を派遣(延べ約5,500人)しました。

このほか、仙台国税局への全庁的な支援として、平成27年2月12日(木)から3月17日(火)までの間、仙台市内署、石巻署、塩釜署、福島署、郡山署、いわき署及び相馬署に対し、各国税局から職員派遣(延べ約1,500人)を行いました。

3 酒類業者等に対する復興支援

放射性物質に対する酒類の安全性確保及び輸出環境維持等のため、平成26年度においても、酒類及び醸造用水について、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、放射性物質の調査(1,968件)を実施しました。また、東日本大震災後に導入された日本産酒類に対する輸入規制措置に対しては、輸入国からの求めに応じて、必要な酒類に係る証明書(製造地証明:5,872件、放射能の検査証明:824件)を発行しました。

今後も、こうした取組等を通じて、酒類業者等の復興支援を積極的に行っていくこととしています。



＜東日本大震災により被害を受けた場合の税制上の特例措置＞

平成23年4月27日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、震災特例法が施行されました。

また、震災特例法については、平成23年12月14日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、震災特例法の一部を改正する法律が施行されるなど、所要の改正が行われています。

この震災特例法において、東日本大震災により被災された方などに適用される主な税制上の措置については以下のとおりです（平成27年4月1日現在）。

所得税	東日本大震災により住宅や家財に損害を受けた方は、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法について、平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。 また、①の方法による場合で、東日本大震災により生じた損失について、雑損失の金額を有するときは、その雑損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間（所得税法：3年間）とされています。
	棚卸資産・事業用資産等について東日本大震災により生じた損失については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できます。 また、棚卸資産・事業用資産等について一定の純損失の金額を有する場合には、その純損失の金額に係る繰越控除の期間が5年間（所得税法：3年間）とされています。
	①東日本大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 ②東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住の用に供した年に応じた控除率等による「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例」を適用できます。 ③上記①と②については、重複して適用できます。
贈与税	東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。）をした住宅に居住していた方（居住しようとしていた方を含みます。）が、平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合又は警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた住宅に居住していた方が、その警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後1年を経過する日までの間に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について贈与税が非課税となります。
法人税	平成23年12月26日から平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、復興産業集積区域内に新設されたものについては、指定のあった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において法人税の課税が繰り延べられるよう、次の特例を受けることができます。 ①所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できます。 ②復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができます。
自動車重量税	東日本大震災により自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災した自動車・二輪車等の所有者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車・二輪車等の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、自動車重量税に係る還付申請書を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。 被災した自動車・二輪車等の使用者であった方が、平成28年4月30日までの間に、買換車両を取得して自動車検査証の交付等を受ける場合には、運輸支局又は軽自動車検査協会に自動車重量税に係る免税届出書を提出することにより、最初を受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税が免除されます。
印紙税等	地方公共団体又は政府系金融機関等が、東日本大震災により被害を受けた方に対して、他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となります。 東日本大震災により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物及び警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物を取得する場合等において、その被災された方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」についての印紙税が非課税となります。また、その所有権の移転登記等に係る登録免許税が免除されます。
酒税	東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者が、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、前年度の課税移出数量が1,300kl以下であるときは、当年度の課税移出数量の200klまでのものに係る酒税が軽減されています。

※その他の措置及び詳細については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

適正な連営の適正な運営

税理士業務の適正な連営の確保

政策評価の実施

資料編

コラム② 改正消費税法への対応

1 背景

社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指すため、消費税率の二段階にわたる引上げを含む消費税法の改正が行われ、消費税率8%から10%への引上げ時期は平成29年4月1日とされました。

■ 消費税率の引上げ

適用開始日	平成26年4月1日	平成29年4月1日
消費税率	8.0%	10.0%
(内訳：国+地方)	(6.3% + 1.7%)	(7.8% + 2.2%)

また、消費税転嫁対策特別措置法により、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁を拒否する行為や消費税の転嫁を阻害する表示が禁止されているほか、総額表示義務の特例が設けられています。

総額表示義務の特例

平成25年10月1日から平成30年9月30日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」（例：「〇〇円（税別）」、「〇〇円（本体価格）」）を講じていれば、税込価格によらない表示を行うことができます。

2 改正消費税法等への対応

(1) 改正消費税法に関する広報・相談対応

国税庁では、事業者の方が消費税の改正内容等を十分に理解して申告・納付が行えるよう、関係省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、改正内容の広報や相談への対応に努めています。

主な広報活動及び相談対応

- ・ 改正に関するリーフレットの国税庁ホームページへの掲載及び税務署への備付け
- ・ 経過措置等に関するQ&Aの国税庁ホームページへの掲載
- ・ 各種説明会等を通じた改正内容の説明
- ・ 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での改正消費税法等に関する相談への対応

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

国税庁では、総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の具体例をまとめた事例集を作成して国税庁ホームページに掲載したほか、事業者向けの説明会等において本特例を周知してきました。

また、税務署の「改正消費税相談コーナー」では、改正消費税法や価格表示（総額表示義務の特例）、消費税の転嫁に関する相談に適切に対応しています。

さらに、酒類業の所管官庁として、酒類業者に対して、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言を行うほか、酒類業者が転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っていると思われる場合は、報告徴収や立入検査を実施するなど、円滑かつ適正な転嫁の確保に努めています。

コラム3 改正相続税法への対応

1 改正の概要

平成25年度税制改正により、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、基礎控除額の引下げなどの改正が行われました。

2 主な取組

(1) 国税庁ホームページの充実

国税庁ホームページに相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」を開設しました。

具体的には、税制改正事項の周知用のパンフレットや、相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」などを掲載するとともに、遺産が基礎控除額を超えるかどうかを納税者が自ら判断するのに参考となる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開しています。

■ 相続税の基礎控除額の引下げ

【改正前】

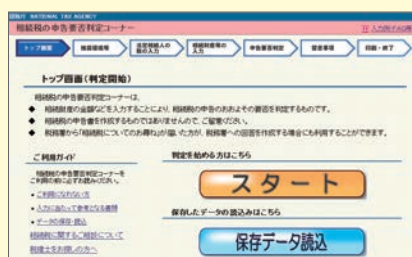
$5,000万円 + (1,000万円 \times \text{法定相続人の数})$

【改正後】

$3,000万円 + (600万円 \times \text{法定相続人の数})$



【相続税の申告要否判定コーナー】 (<https://www.keisan.nta.go.jp/sozoku/yohihantei/top>)



「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその要否を判定するものです。

(2) 相談体制の整備

申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望する納税者には、電話での事前予約を受け付けることにより、効果的・効率的な運営に努めています。

また、一般的な相談については、電話相談センターで集中的に受け付けています。

コラム4 電子帳簿保存法におけるスキャナ保存の要件の見直し

税法上、契約書等の書類は、原則、書類のままでの保存が必要とされていますが、申請により承認を受けた場合には、いくつかの要件の下、書類の代わりにスキャナにより読み取った電子データによる保存（以下「スキャナ保存」といいます。）が認められています。

この要件の一つである契約書に係る金額基準（3万円未満）が廃止され、一定の条件の下、3万円以上の契約書等もスキャナ保存が可能となるなど、要件が見直されます。

この改正は、平成27年9月30日以後に行う承認申請について適用されます。

■ 電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況

(単位：件)

事務年度	H21	H22	H23	H24	H25
事務年度末累計承認件数	113,105	123,045	133,012	143,417	154,006
うちスキャナ保存承認件数	54	61	103	120	133

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便の向上と行政効率化のための取組

適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編